

日光市教育委員会交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育委員会が、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 教育委員会交際費の種別及び支出範囲等は次に掲げるとおりとする。

(1) 会 費 各種団体等が開催する会合に構成員又は来賓として出席する場合の会費制懇親会費の会費

(2) 祝 金 慶事及び飲食を伴う総会等の各種行事に要する経費

(3) その他 その他教育行政運営上、教育長が特に必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事及び政党その他の政治団体又はその支部に対するものには、支出しない。

(支出額)

第3条 前条の規定に基づく支出額は、別紙「教育委員会交際費支出基準額」によるものとし、規定が無いものについては、社会通念上妥当と認められる範囲の額とする。

(支出内容の公開)

第4条 交際費の支出については、その内容を市ホームページに公表する。ただし、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

会費・祝金支出基準額

教育委員会が、外部団体等の総会、懇親会、祝賀会、行事等に出席する場合の包み金の基準額については以下の基準とする。

- (1) 会費等が定められている場合は、その実費とする。また、会費が不明確な場合、社会通念上妥当と認められる範囲で教育長が定める金額とする。
- (2) 市から補助金、交付金等の交付を受けている団体等の総会や行事には、原則として包み金は持参しない。
ただし、別途に懇親会等（飲食を伴う行事）である場合には出席者1人当たり3,000円から10,000円の範囲で支出する。
- (3) 祝賀会等の包み金は実費相当額とする。
- (4) 市立小中学校等主催の行事には包み金は持参しない。